

報道関係者各位

令和6年6月14日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	(株) J T B : 東京都品川区東品川 2-3-11 J T Bビル 17 階			
停 止 期 間	令和 6 年 6 月 14 日～令和 7 年 3 月 13 日 (9 か月)			
停止措置の理由	上記の者は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 6 年 5 月 30 日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令を受けた。			
措 置 要 件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等)			
	第 3 条 市長は、有資格者が別表第 1 又は別表第 2 に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第 1 又は別表第 2 に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。			
	別表第 2(第 3 条、第 5 条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準			
	措 置	要 件		期間
	4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。	ウ 府外工事等における違反	9 月
	備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)等をいう。			



SDGs 未来都市

舞鶴市 契約課(担当:工原、林田)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894

E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp